利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		3,508,831
当期総利益	3,508,831	
Ⅱ　利益処分額		
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		
教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための積立金	3,508,831	3,508,831

国立大学法人等業務実施コスト計算書

自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	5,963,165,878		
一般管理費	288,491,685		
財務費用	42,497,823		
雑損	499,123		
臨時損失	20,263,342	6,314,917,851	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△2,069,834,850		
入学料収益	△ 272,079,400		
検定料収益	△ 89,046,200		
公開講座収益	△ 50,629,600		
受託研究収益	△ 17,232,724		
共同研究収益	△ 1,080,000		
受託事業等収益	△ 30,993,988		
寄附金収益	△ 33,536,714		
資産見返寄附金戻入	△ 2,500,753		
財産貸付料収入	△ 163,816,586		
その他雑益	△ 92,363,693		
財務収益	△ 72,000	△2,823,186,508	
業務費用合計			3,491,731,343
Ⅱ　損益外減価償却相当額			476,541,437
Ⅲ　損益外減損損失相当額			0
Ⅳ　損益外有価証券損益相当額（確定）			0
Ⅴ　損益外有価証券損益相当額（その他）			0
Ⅵ　損益外利息費用相当額			0
Ⅶ　損益外除売却差額相当額			567,258
Ⅷ　引当外賞与増加見積額			1,949,101
Ⅸ　引当外退職給付増加見積額			△ 67,687,180
Ⅹ　機会費用			
国または地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	0		
政府出資等の機会費用	23,176,432		23,176,432
Ⅺ　（控除）国庫納付額			0
Ⅻ　国立大学法人等業務実施コスト			3,926,278,391

１．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成している。

（表示方法の変更）

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費等」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しております。

⑴　運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。なお、退職一時金については費用進行基準を、「基幹運営費交付金（機能強化経費）」「特殊要因運営費交付金」に充当される運営費交付金については文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を、また、特定の学内プロジェクト業務に充当される運営費交付金については、業務達成基準を採用しております。

⑵　減価償却の会計処理方法

①　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～60年
構築物	10年～60年
工具器具備品	２年～15年

ただし、リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を０とする定額法を採用しています。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。